

尾張旭市監査公表第13号

令和6年12月25日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年2月14日付け6都整第302号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年2月26日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

都市整備部都市整備課・三郷駅周辺整備推進室

監査の指摘事項	措置状況
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、北山集会施設用地及び三郷駅前線用地の行政財産目的外使用に係る使用料について、調定を決議することなく、北山集会施設用地に係るものは令和6年9月30日に、三郷駅前線用地に係るものは同年3月26日に納入の通知をしていた。</p> <p>また、三郷駅前線用地に係る許可期間が令和6年4月1日から同年9月30日までであることに基づき、これに係る使用料について同年4月に令和6年度の歳入として調定を決議している一方で、納入の通知を令和5年度中である令和6年3月26日にした事実は、随時の収入で、納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該通知書を発した日の属する年度になる（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条）ことに照らすと、歳入の会計年度所属区分についての認識不足をうかがわせるものである。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>収入事務について、尾張旭市会計規則に基づき適切に事務を行う。</p> <p>また、事務に漏れや手続の不備が生じないようチェックリストを作成し、適切な管理に努める。</p>
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に</p>	<p>今後、検査は全ての物品に対して行うよう、備品台帳の余白に「毎年、全件チェックすること」を記載し、適切に事務を行</p>

<p>係る検査をいう。)を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち一部は、備品台帳記載の番号と備品ラベル記載の番号が相違していた。さらに、備品のうち1点は所在が分からなかった。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>うよう努める。</p> <p>また、備品台帳と備品ラベルの番号を確認し、相違のないよう備品台帳を整理した。</p>
<p>本市の随意契約ガイドライン(総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。)により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則(昭和53年尾張旭市規則第19号)第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、三郷駅周辺まちづくりデザイン検討支援業務委託及び三郷駅前地区市街地再開発事業に係る公共施設内装設計検討支援業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。</p> <p>ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘事項に対しては、速やかに随意契約に関する資料を担当課へ提出し、市ホームページで公表されたことを確認した。</p> <p>この度の原因は、担当課への資料提出を失念したものであるため、再発防止に向け、今後は随意契約確認表に公表資料の提出確認欄を追加することで、ガイドラインに沿った適切な事務処理を行う。</p>